

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に係る留意事項について ～精神障害者関係～

当該資料は、支援費制度における「指定居宅支援等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について（平成15年3月24日付け障発第0324001号）」に基づき、主要なものを抜粋して当方が作成したものであり、今後、変更となる可能性があるため、十分留意されたい。

1 通 則

(1) 費用の額の算定（1人当たり）

費用の額は、次により算定する。

① 指定障害福祉サービス

i 居宅介護

所定単位数（夜間・早朝又は深夜にあつては加算あり。）×10円+

利用者負担上限額管理加算150単位／月（管理を行った場合に限る。）×10円

ii 行動援護

所定単位数×10円+利用者負担上限額管理加算150単位／月（管理を行った場合に限る。）×10円

iii 短期入所

所定単位数（3月間の利用者数の平均が利用定員数を上回る場合は減算あり。）×10円+

低所得利用者食事提供加算68単位／日（食事を提供した場合に限る。）×日数×10円+

送迎加算184単位／片道（送迎を行った場合に限る。）×送迎回数×10円

iv 外出介護

所定単位数（夜間・早朝又は深夜にあつては加算あり。）×10円+

利用者負担上限額管理加算150単位／月（管理を行った場合に限る。）×10円

v 共同生活援助

所定単位数×10円

② 基準該当障害福祉サービス

i 居宅介護

所定単位数（夜間・早朝又は深夜にあつては加算あり。）×8.5円

ii 行動援護

所定単位数×8.5円

iii 外出介護

所定単位数（夜間・早朝又は深夜にあつては加算あり。）×8.5円

iv 共同生活援助

所定単位数×10円

(2) 算定後の端数処理

算定後の額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額は切り捨てて計算する。

2 居宅介護サービス費

(1) 居宅介護サービス費の算定

指定居宅介護又は基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）の提供に当たっては、

居宅介護計画に基づいて行われる必要がある。

事業者は、この計画を作成するに当たって、支給量が30分を単位として決定されることを踏まえ、決定された時間数が有効に活用されるよう、利用者の希望等を踏まえることが必要である。

また、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。

なお、当初の計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに居宅介護計画の見直し、変更を行うことが必要である。

(2) 身体介護、乗・降車介助又は家事援助を提供できる者

精神障害者に対して、身体介護、乗・降車の介助又は家事援助を提供できる者は、次の者とする。

- ① 介護福祉士
- ② 今後行われる居宅介護従事者養成研修（1級、2級又は3級）の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者
- ③ H18.3.31において現に居宅介護従事者養成研修（1級、2級又は3級）の課程に相当するものとして都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認める研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者
- ④ H18.3.31において現に居宅介護従事者養成研修（1級、2級又は3級）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、H18.4.1以降に当該研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者
- ⑤ 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者
- ⑥ H18.3.31において現に身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者

(3) 同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行える要件

2人の居宅介護従業者により居宅介護を行うことについて、利用者の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合とする。

- ① 障害者等の身体的理由により、1人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他障害者等の状況等から判断して、上記①又は②に準ずると認められる場合

3 行動援護サービス費

(1) 行動援護サービス費の算定

上記2(1)と同じ。

(2) 行動援護を提供できる者

精神障害者に対して、行動援護を提供できる者は、次の者であって、精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に2年以上従事した経験を有する者とする。

- ① 介護福祉士
- ② 今後行われる居宅介護従事者養成研修（1級又は2級）の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者
- ③ H18.3.31において現に居宅介護従事者養成研修（1級又は2級）の課程に相当するものとし

て都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長が認める研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者

- ④ H18.3.31において現に居宅介護従事者養成研修（1級又は2級）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であって、H18.4.1以降に当該研修の課程を修了し、修了証明書の交付を受けた者
- ⑤ 介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者
- ⑥ H18.3.31において現に身体障害者居宅介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は児童居宅介護等事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事が必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者

- (3) 同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護又は基準該当行動援護を行える要件
上記2(3)と同じ。

4 短期入所サービス費

- (1) 入所日数の数え方
短期入所の日数については、入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。
- (2) 低所得利用者食事提供加算の取扱い
低所得利用者食事提供加算を行う場合、利用者からは食材料費に相当する額を徴収する。
- (3) 送迎加算の取扱い
送迎加算の算定するにあたり、当該事業所の最終的責任の下で他の民間事業者等に委託しても差し支えない。

5 外出介護サービス費

- (1) 外出介護サービス費の算定
上記2(1)と同じ。
- (2) 身体介護を伴う場合と伴わない場合の判断
身体介護を伴う場合とは、外出介護を行う際に実際に身体介護を行ったか否かではなく、当該支給決定障害者の日常生活において身体介護が必要な者であって、外出介護のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供することが想定されるかどうかによってそれぞれの実施主体が判断するものである。
- (3) 外出介護を提供できる者
精神障害者に対して、外出介護を提供できる者は、上記2(2)と同じ。
- (4) 同時に2人の外出介護従業者が1人の利用者に対して指定外出介護又は基準該当外出介護を行える要件
上記2(3)と同じ。

6 共同生活援助サービス費

共同生活援助の日数については、入居した日及び退居した日の両方を含むものとする。

**障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス
及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額
の算定に関する基準 (H18. 4~H18. 9分)**

○厚生労働省告示第百六十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第十九条第三項及び第三十条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月二十九日

厚生労働大臣 川崎 一郎

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号、以下「法」という。）第十九条第三項及び第三十条第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービス（法第十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第一号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表により算定した額とする。

別表

介護給付費等単位数表

通則

イ 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額は、1、2、3（注2を除く。）、4（注3及び注4を除く。）、5、又は6（注2、注3及び注4を除く。）により算定する単位に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、3（注2に限る。）、4（注3及び注4に限る。）及び6（注2、注3及び注4に限る。）により算定する単位に10円を乗じて得た額を加えた額とする。

ロ イの規定により指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

1 居宅介護サービス費

イ 身体介護が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 230単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位
- (3) 所要時間1時間以上の場合 580単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに82単位を加算した単位数

ロ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 99単位

ハ 家事援助が中心である場合

- (1) 所要時間30分未満の場合 80単位
- (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位
- (3) 所要時間1時間以上の場合 225単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに75単位を加算した単位数

ニ 日常生活支援が中心である場合

- (1) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 240単位
- (2) 所要時間1時間30分以上3時間未満の場合 330単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに90単位を加算した単位数
- (3) 所要時間3時間以上の場合 598単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに88単位を加算した単位数

注1 利用者に対して、指定居宅介護事業所（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第56号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第12条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は基準該当居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注6において「居宅介護従業者」という。）が、指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準第11条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は基準該当居宅介護（指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する基準該当居宅介護をいう。）（以下「指定居宅介護等」と総称する。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画（指定障害福祉サービス基準第33条第1項（指定障害福祉サービス基準第54条第1項において準用する場合を含む。）に規定する居宅介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、利用者に対して、通院等のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。注5において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定単位数を算定する。

5 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者が、日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第五号の一级に該当する者であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる者をいう。）に対して、日常生活支援（身体介護、家事援助、見守り等の支援をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定単位数を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して指定居宅介護等を行ったときは、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定単位数を算定する。

7 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

8 指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による指定施設支援（同法第17条の10第1項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による指定施設支援（同法第15条の11第1項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のうち2以上のサービスを利用している利用者から指定障害福祉サービス基準第29条の規定により利用者負担額等の管理を依頼され、利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき150単位を加算する。

9 利用者が行動援護、児童デイサービス、短期入所、4の注1に規定する外出介護、障害者デイサービス（法附則第8条第1項第6号に規定する障害者デイサービスをいう。以下同じ。）若しくは通所による身体障害者施設支援（身体障害者福祉法第5条第2項に規定する身体障害者施設支援をいう。）若しくは知的障害者施設支援（知的障害者福祉法第5条第2項に規定する知的障害者施設支援をいう。）（以下「施設支援」と総称する。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に通所している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	230単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	400単位
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	580単位
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	728単位
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	876単位
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,024単位
ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,172単位
チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,320単位
リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,468単位
ヌ 所要時間4時間30分以上の場合	1,616単位

注1 利用者に対して、行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者（注3において「行動援護従業者」という。）が、行動援護に係る指定障害福祉サービス又は行動援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定行動援護等」と総称する。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、行動援護計画（指定障害福祉サービス基準第49条及び第54条第2項において準用する第33条第1項の規定により作成する計画をいう。）に位置付けられた内容の指定行動援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める者が、行動援護を行った場合に所定単位数を算定する。
 3 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して指定行動援護等を行ったときは、それぞれの行動援護従業者が行う指定行動援護等につき所定単位数を算定する。
 4 指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援又は知的障害者福祉法による指定施設支援のうち2以上のサービスを利用している利用者から指定障害福祉サービス基準第49条において準用する指定障害福祉サービス基準第29条の規定により利用者負担額等の管理を依頼され、利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき150単位を加算する。
 5 行動援護サービス費は、1日1回のみ算定とする。

6 利用者が居宅介護、児童デイサービス、短期入所、4の注1に規定する外出介護、障害者デイサービス若しくは通所による施設支援を受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、行動援護サービス費は、算定しない。

3 児童デイサービス費（1日につき）

イ サービスの提供を受ける障害児の数の平均が1日当たり10人以下の場合	528単位
ロ サービスの提供を受ける障害児の数の平均が1日当たり11人以上20人以下の場合	364単位
ハ サービスの提供を受ける障害児の数の平均が1日当たり21人以上の場合	279単位

注1 指定児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第56条第1項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。）又は基準該当児童デイサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第70条第1項に規定する基準該当児童デイサービス事業所をいう。）（注2において「指定児童デイサービス事業所等」という。）において、指定児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第55条に規定する指定児童デイサービスをいう。）又は基準該当児童デイサービス（指定障害福祉サービス基準第70条第1項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。）を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定する。

2 利用者に対して、その居宅と指定児童デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合は、片道につき54単位を所定単位数に加算する。

3 指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援又は知的障害者福祉法による指定施設支援のうち2以上のサービスを利用している利用者から指定障害福祉サービス基準第69条において準用する指定障害福祉サービス基準第29条の規定により利用者負担額等の管理を依頼され、利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき150単位を加算する。
 4 利用者が短期入所を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所を除く。）に通所している間は、児童デイサービス費は、算定しない。

5 児童デイサービスの3月間の利用者の数の平均値が指定障害福祉サービス基準第64条に規定する運営規程に定められている利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合又は1日の利用者の数が当該利用定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

4 短期入所サービス費（1日につき）

イ 身体障害者短期入所サービス費	
(1) 区分1	714単位
(2) 区分2	636単位
(3) 区分3	601単位
ロ 知的障害者短期入所サービス費及び児童短期入所サービス費	
(1) 区分1	709単位
(2) 区分2	636単位
(3) 区分3	376単位
ハ 精神障害者短期入所サービス費	
	631単位

注1 イ及びロについては、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第76条に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）において、指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第74条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害児（者）若しくはこれに準ずる障害児（者）又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害児（者）に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定単位数にかかわらず、1日につき1,352単位を算定し、重症心身障害児（者）（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児（者）をいう。）である利用者に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定単位数にかかわらず、1日につき1,943単位を算定する。

- 2 ロについては、宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合は、所定単位数にかかわらず、注1の規定により算定する単位数に、現に要した時間ではなく、指定短期入所に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た単位数を算定する。
- イ 所要時間4時間未満の場合 100分の25
 ロ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 100分の50
 ハ 所要時間8時間以上の場合 100分の75
- 3 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等(以下「低所得利用者」という。)に対して、食事の提供を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1日につき68単位を所定単位数に加算する。
 ただし、ロについては、宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合には、1日につき42単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者の心身の状況、介護を行う者又は障害児の保護者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者(宿泊を伴う指定短期入所を受けるものに限る。)に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき184単位を所定単位数に加算する。
- 5 利用者が通所による施設支援を受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、短期入所サービス費は、算定しない。
- 6 指定短期入所の3月間の利用者の数の平均値が指定障害福祉サービス基準第87条に規定する運営規程に定められている利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合又は1日の利用者の数が当該利用定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。
- 5 外出介護サービス費
- イ 身体介護を伴う場合
- (1) 所要時間30分未満の場合 230単位
 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 400単位
 (3) 所要時間1時間以上の場合 580単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに82単位を加算した単位数
- ロ 身体介護を伴わない場合
- (1) 所要時間30分未満の場合 80単位
 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 150単位
 (3) 所要時間1時間以上の場合 225単位に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに75単位を加算した単位数
- 注1 利用者に対して、外出介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者又は外出介護(法附則第8条第1項第5号に規定する外出介護(社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。)時における外出中の介護をいう。)をいう。以下同じ。)に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の従業者(注3において「外出介護従業者」という。)が、外出介護に係る指定障害福祉サービス又は外出介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定外出介護等」と総称する。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、外出介護計画(指定障害福祉サービス基準第49条及び第54条第2項において準用する第33条第1項の規定により作成する計画をいう。)に位置付けられた内容の指定外出介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児(者)、全身性障害児(者)(肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五号の一級に該当する障害児(者)であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる障害児(者)をいう。)、知的障害児(者)又は精神障害児(者)に対して、外出介護を行った場合に所定単位数を算定する。
- 3 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の外出介護従業者が1人の利用者に対して指定外出介護等を行ったときは、それぞれの外出介護従業者が行う指定外出介護等につき所定単位数を算定する。
- 4 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。)又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。)に指定外出介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に指定外出介護等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援又は知的障害者福祉法による指定施設支援のうち2以上のサービスを利用している利用者から指定障害福祉サービス基準第49条において準用する指定障害福祉サービス基準第29条の規定により利用者負担額等の管理を依頼され、利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき150単位を加算する。
- 6 利用者が居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、障害者デイサービス若しくは通所による施設支援を受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、外出介護サービス費は、算定しない。
- 6 障害者デイサービス費
- イ 単独型身体障害者デイサービス費(I)
- (1) 所要時間4時間未満の場合
- ↳ 区分1 345単位
 ↳ 区分2 319単位
 ↳ 区分3 295単位
- (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合
- ↳ 区分1 576単位
 ↳ 区分2 533単位
 ↳ 区分3 491単位
- (3) 所要時間6時間以上の場合
- ↳ 区分1 748単位
 ↳ 区分2 693単位
 ↳ 区分3 638単位
- ロ 単独型身体障害者デイサービス費(II)
- (1) 所要時間4時間未満の場合
- ↳ 区分1 154単位
 ↳ 区分2 133単位
 ↳ 区分3 113単位
- (2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合
- ↳ 区分1 256単位
 ↳ 区分2 222単位
 ↳ 区分3 190単位
- (3) 所要時間6時間以上の場合
- ↳ 区分1 333単位
 ↳ 区分2 290単位
 ↳ 区分3 246単位

ハ 併設型身体障害者デイスサービス費(I)	
(1) 所要時間4時間未満の場合	
(一) 区分1	277単位
(二) 区分2	252単位
(三) 区分3	226単位
(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分1	462単位
(二) 区分2	419単位
(三) 区分3	378単位
(3) 所要時間6時間以上の場合	
(一) 区分1	600単位
(二) 区分2	546単位
(三) 区分3	491単位
ニ 併設型知的障害者デイスサービス費(II)	
(1) 所要時間4時間未満の場合	
(一) 区分1	86単位
(二) 区分2	66単位
(三) 区分3	45単位
(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分1	143単位
(二) 区分2	109単位
(三) 区分3	76単位
(3) 所要時間6時間以上の場合	
(一) 区分1	187単位
(二) 区分2	142単位
(三) 区分3	99単位
ホ 単独型知的障害者デイスサービス費	
(1) 所要時間4時間未満の場合	
(一) 区分1	285単位
(二) 区分2	255単位
(三) 区分3	225単位
(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分1	475単位
(二) 区分2	425単位
(三) 区分3	376単位
(3) 所要時間6時間以上の場合	
(一) 区分1	617単位
(二) 区分2	553単位
(三) 区分3	488単位
ヘ 併設型知的障害者デイスサービス費	
(1) 所要時間4時間未満の場合	
(一) 区分1	216単位
(二) 区分2	187単位
(三) 区分3	157単位
(2) 所要時間4時間以上6時間未満の場合	
(一) 区分1	362単位
(二) 区分2	311単位
(三) 区分3	262単位

(3) 所要時間6時間以上の場合

(一) 区分1	470単位
(二) 区分2	405単位
(三) 区分3	341単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市にあつては、当該指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）に届け出た指定障害者デイスサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第92条第1項に規定する指定障害者デイスサービス事業所をいう。）又は基準該当障害者デイスサービス事業所（指定障害福祉サービス基準第101条第1項に規定する基準該当障害者デイスサービス事業所をいう。）（注2及び注4において「指定障害者デイスサービス事業所等」という。）において、指定障害者デイスサービス（指定障害福祉サービス基準第91条に規定する指定障害者デイスサービスをいう。）又は基準該当障害者デイスサービス（指定障害福祉サービス基準第101条第1項に規定する基準該当障害者デイスサービスをいう。）（以下この注において「指定障害者デイスサービス等」と総称する。）を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じて、現に要した時間ではなく、障害者デイスサービス計画（指定障害福祉サービス基準第98条第1項に規定する障害者デイスサービス計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定障害者デイスサービス等を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。

2 イ、ハ、ホ及びヘについては、指定障害者デイスサービス事業所等において、当該指定障害者デイスサービス事業所等に従事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等、当該指定デイスサービス事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た場合は、障害者デイスサービス計画上食事の提供を行うこととなっている低所得利用者に対して、1日につき42単位を所定単位数に加算する。

3 イ、ハ、ホ及びヘについては、利用者に対して入浴介助を行った場合は、1日につき40単位を所定単位数に加算する。

4 利用者に対して、その居宅と指定障害者デイスサービス事業所等との間の送迎を行った場合は、片道につき54単位を所定単位数に加算する。

5 指定障害福祉サービス、身体障害者福祉法による指定施設支援又は知的障害者福祉法による指定施設支援のうち2以上のサービスを利用している利用者から指定障害福祉サービス基準第100条において準用する指定障害福祉サービス基準第29条の規定により利用者負担額等の管理を依頼され、利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき150単位を加算する。

6 利用者が短期入所を受けている間又は通所による施設支援を受けている間は、障害者デイスサービス費は、算定しない。

7 障害者デイスサービスの3月間の利用者の数の平均値が指定障害福祉サービス基準第99条に規定する運営規程に定められている利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合又は1日の利用者の数が当該利用定員の数に100分の120を乗じて得た数を超える場合には、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を算定する。

7 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 知的障害者共同生活援助サービス費

(1) 入居定員が4人の場合

(一) 区分1	450単位
(二) 区分2	225単位

(2) 入居定員が5人の場合

イ 区分1

ロ 区分2

(3) 入居定員が6人の場合

イ 区分1

ロ 区分2

(4) 入居定員が7人の場合

イ 区分1

ロ 区分2

ロ 精神障害者共同生活援助サービス費

(1) 入居定員が4人の場合

(2) 入居定員が5人の場合

(3) 入居定員が6人の場合

(4) 入居定員が7人の場合

(5) 入居定員が8人の場合

(6) 入居定員が9人の場合

(7) 入居定員が10人の場合

(8) 入居定員が11人の場合

(9) 入居定員が12人の場合

(10) 入居定員が13人の場合

(11) 入居定員が14人の場合

(12) 入居定員が15人の場合

(13) 入居定員が16人の場合

注 については、指定共同生活援助事業所(指定共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第106条に規定する指定共同生活援助)を行った場合に、利用者の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に)に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

○厚生労働省告示第七十号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号)及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号)の規定に

405単位

180単位

375単位

150単位

353単位

128単位

225単位

180単位

150単位

128単位

112単位

100単位

90単位

81単位

75単位

69単位

64単位

60単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

56単位

十三 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十四 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十五 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下「退所者」という。)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。)の占める割合が百分の二十を超えていること。

十六 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

十七 居宅介護支援費に係る運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号(これらの規定を同条第十五号において準用する場合を含む。)に定める規定に適合しないこと。

十八 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与(以下この号において「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたもの占める割合が百分の九十を超えていること。

十九 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、介護支援専門員として三年以上の実務経験を有し、主任介護支援専門員の研修課程と同等と認められるものを終了するとともに、指定居宅介護支援事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行うことができる者を配置している場合において、この限りでない。

ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を三名以上配置していること。

ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

九 短期入所療養介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準

第九号の規定を準用する。

十 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三百三十七条第五項、第六十六、七十七項又は第七十四条に規定する基準に適合していないこと。

十一 短期入所療養介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準

第九号の規定を準用する。

十二 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三百三十七条第五項、第六十六、七十七項又は第七十四条に規定する基準に適合していないこと。

十三 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十四 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十五 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下「退所者」という。)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの(当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。)の占める割合が百分の二十を超えていること。

十六 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

十七 居宅介護支援費に係る運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号(これらの規定を同条第十五号において準用する場合を含む。)に定める規定に適合しないこと。

十八 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与(以下この号において「訪問介護サービス等」という。)の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたもの占める割合が百分の九十を超えていること。

十九 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、介護支援専門員として三年以上の実務経験を有し、主任介護支援専門員の研修課程と同等と認められるものを終了するとともに、指定居宅介護支援事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行うことができる者を配置している場合において、この限りでない。

ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を三名以上配置していること。

ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。